

受理年	令和3年	受理番号	陳情第10号
件名	東上線西側地域に市内循環バスの運行を求める陳情		
担当課	都市計画課	処理状況	検討中
処理内容			
<p>東武東上線西側地域での市内循環バスの運行については、東武東上線西側地域の大半が交通空白地ではないことや、狭隘な道路があることに加え、踏切横断による定時運行が難しいことが富士見市地域公共交通会議において確認されています。</p> <p>今後も、東武東上線西側地域を含めた市全域の公共交通については、地域公共交通計画の策定のために設置しました富士見市地域公共交通協議会にて、引き続き協議しながら検討してまいります。</p>			